二　地域農林漁業（その施設の所在する地域で行われる農林漁業をいう。以下この条において同じ。）の生産資材を貯蔵し、又は保管する事業
三　廃棄された地域農林水産物又は廃棄された地域農林漁業の生産資材を処理する事業（第五号に掲げる事業を除く。）
四　都市住民の地域農林漁業の体験その他の都市等との地域間交流を図る事業（令第三条第四号に掲げる事業を除く。）
五　地域農林漁業有機物資源（地域農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用できるものをいう。以下この号において同じ。）を原材料とする燃料（以下この号において「地域バイオ燃料」という。）を製造する事業（令第三条第二号に掲げる事業を除く。）又は地域農林漁業有機物資源若しくは地域バイオ燃料からエネルギーを製造する事業（同条第五号に掲げる事業を除く。）

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第二条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の二第二項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により認定市町村（法第十七条の二第一項に規定する認定市町村をいう。次条第二項において同じ。）に農業委員会が置かれていない場合にあっては、第一号に掲げる者を除く。）とする。

一　農業委員会
二　地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第四号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地である場合にあっては、当該農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域（同法第六条第一項の規定により指定された地域をいう。第四条第一号において同じ。）の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。次号において同じ。）
三　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（前号に規定する場合を除く。）にあっては、当該土地改良区

（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）

第三条　法第十七条の二第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地（法第十七条の二第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項
　イ　法第五条第四項第四号に規定する事業の目標
　ロ　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第二十三条第六号に掲げる事項
　ハ　地域農林水産業振興施設の用に供する土地の地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目）、利用状況及び普通収穫高
　ニ　転用の時期
　ホ　その他参考となるべき事項
二　地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地又は採草放牧地（法第十七条の二第一項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項
　イ　前号イ、ハ及びニに掲げる事項
　ロ　農地法施行規則第十一条第一項第一号及び第四号並びに第四十九条第三号に掲げる事項
　ハ　地域農林水産業振興施設の用に供する土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
　ニ　その他参考となるべき事項
三　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合には、次条各号に掲げる要件に該当する旨及びその理由

2　認定市町村は、法第十七条の二第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合は、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一　農地法施行規則第二十二条第二号に掲げる書類
二　地域農林水産業振興施設及び当該地域農林水産業振興施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
三　地域農林水産業振興施設の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
四　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
五　その他参考となるべき書類

（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

第四条　法第十七条の二第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が存する農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農地又は採草放牧地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。
二　地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内における農地又は採草放牧地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
三　地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
四　地域農林水産業振興施設の設置により、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
五　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。
六　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号イ又はホのいずれかに該当する事業が現に施行されている区域内にある土地を含む場合にあっては、当該地域農林水産業振興施設の設置につき、あらかじめ当該事業の施行者の同意が得られていること。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十八号）の施行の日から施行する。

○環境省令第三十一号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十二条の規定に基づき、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

環境大臣　望月　義夫

日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「会社は、法第八条」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下この条において「新会社」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下この条において「新法」という。）第十二条」に改め、同条第二項中「会社は、法第八条」を「新会社は、新法第十二条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の事業計画は、新法第七条第一項及び第二項の事業について、その実施の方法及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。

附　則

この省令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。